



短期資金の継続利用で、
資金繰りの安定を実現。



短期継続保証

短期継続保証は、一括返済の短期資金を1年ごとに更新し、継続してご利用いただくことでキャッシュアウトが抑えられ、資金繰りの安定に繋がります。

毎月の分割返済の負担がないことから、資金繰りが安定し、新たな事業展開や業務拡張に積極的に取り組むことが可能となります。

◆初回取扱期間◆

2018年6月1日～2020年3月31日

1

1年間
一括返済の短期資金

2

最大3,000万円
まで利用可能

3

継続利用が可能

詳しくは裏面へ➡

本店 060-8670 札幌市中央区大通西14丁目1番地
(代表) TEL 011-241-2231

函館支店 040-8691 函館市大森町24番1号
TEL 0138-23-8425

帯広支店 080-8691 帯広市西3条南6丁目18番地2
TEL 0155-24-3658

北見支店 090-8691 北見市北8条東1丁目3番地
TEL 0157-24-5196

小樽支店 047-8691 小樽市稲穂2丁目22番1号
(小樽経済センター2階)
TEL 0134-22-5188

旭川支店 070-8691 旭川市7条通13丁目59番地2
TEL 0166-24-1441

釧路支店 085-8691 釧路市黒金町6丁目1番地
TEL 0154-23-1361

室蘭支店 050-8691 室蘭市東町4丁目29番1号
(市中小企業センター3階)
TEL 0143-45-6001

滝川支店 073-8691 滝川市大町2丁目5番32号
TEL 0125-23-1201

苫小牧支店 053-8725 苫小牧市表町1丁目1番13号
(苫小牧経済センタービル2階)
TEL 0144-33-1751

北海道信用保証協会

Credit Guarantee Corporation of Hokkaido

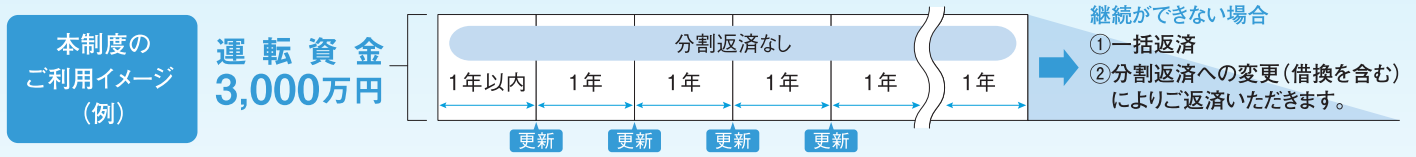
<http://www.cgc-hokkaido.or.jp/>

(2018年12月改訂)

短期継続保証の概要

◆短期継続保証の特徴

経常運転資金について、一括返済の短期資金を継続してご利用いただくことで資金繰りの安定に繋がり、企業が安心して新たな事業展開や業務拡張に取り組むことを支援する保証制度です。



本制度のご利用イメージ(例)
運転資金 3,000万円
 本制度のご利用によって期待する効果(例)

- ・毎月の返済負担がないので、資金繰りが安定し、事業に専念できる。
- ・経営改善に取り組んだ結果、決算内容が良くなった。更新の際、保証料率が下がった。
- ・一回あたりの借入期間が長期借入金よりも短いことから、一回あたりの保証料負担が軽減した。
- ・更新の都度、金融機関に経営状況を説明することで、リレーションの強化に繋がった。

◆制度概要

※ご利用には金融機関および信用保証協会の審査があり、ご希望に沿えない場合があります。

対象者	次の要件をすべて満たす中小企業・小規模事業者 (1)1期(12ヵ月)以上の決算(個人の場合は、確定申告)を行っていること。 (2)次の条件を満たしていること。 ①法人 直近決算において経常利益を計上していること。 ただし、一過性の経常赤字または既往保証付借入金の借換等を行う場合は、この限りではない。 ②個人 貸借対照表を作成している青色申告で、直近の確定申告における青色申告特別控除前の所得金額200万円以上を計上していること。 ③法人個人共通 直近決算(確定申告)において債務超過ではないこと。 ただし、既往保証付借入金の借換等を行う場合は、この限りではない。 (3)原則として、申込金融機関が主力または準主力として経常運転資金の支援を行っていること。 (4)既往保証付借入金返済緩和の条件変更を実施していないこと。	信用保証料率	責任共有保証料率 年0.45%~1.90% 有担保割引(▲0.1%)、会計参与設置会社割引(▲0.1%)あり
		担保	必要に応じて
申込方法	(1)対象金融機関は、約定書締結金融機関とする。 (2)金融機関経由保証に限る。また、申込金融機関は、信用保証協会に対し、事前相談を行うこととする。 (3)申込金融機関は、申込人との与信取引を1年以上有することが必要。	保証人	原則として法人代表者のみ
		継続の取扱い	(1)新規保証(継続新規)の申込により更新手続きを行う。 (2)更新手続きについては、取扱金融機関のみ可能とし、他の金融機関による更新は不可とする。 (3)更新時においては、「決算概要報告書」の提出を必要とする。
保証限度額	3,000万円以内 ただし、平均月商の2倍以内とし、1企業者1口限り。 なお、一般保険にかかる保証による取扱とし、既存の一般無担保保証残高を含め8,000万円を超えないこととする。	継続ができない場合の取扱い	(1)次のいずれかに該当する場合は、継続ができない。 ①既往保証付借入金が返済緩和の条件変更を行った場合 ②2期連続して経常利益を計上していない場合(個人は2期連続して青色申告特別控除前の所得金額が200万円未満の場合) ③業績の悪化に伴い、将来的な償還の見通しが困難になった場合 ④著しい社外流出など、本保証が目的に反して利用された場合 ⑤その他、保証利用要件を満たさなくなった場合 (2)継続ができない場合は、期日までに完済しなければならない。ただし、完済が困難な場合は、保証条件変更による分割返済への切替または新規保証による借換を行う。
保証形式	個別保証	必要書類	信用保証協会所定の保証申込書類の他、次の書類が必要。 (1)初回時 直近決算(確定申告)において、経常利益を計上していない場合または債務超過である場合は、「経営改善計画書」の提出が必要。 (2)更新時 ①「決算概要報告書」の提出が必要。 ②直近決算(確定申告)において、経常利益を計上していない(個人は青色申告特別控除前の所得金額が200万円未満)場合または債務超過である場合は、「経営改善計画書」の提出が必要。
保証割合	責任共有制度の対象となる取扱に限る。		
対象資金	運転資金(商品用不動産購入資金は対象外)	モニタリング	取扱金融機関は、申込人の現況把握に努め、必要に応じて保証協会と連携して経営支援に取り組むこととする。
貸付形式	手形貸付、証書貸付		
保証期間	12ヵ月以内 初回保証時の終期は、決算申告(確定申告)期限から概ね2ヵ月以内。以降の更新時は、12ヵ月。	初回取扱期間	初回取扱期間は、2018年6月1日保証申込受付分から2020年3月31日保証承諾分まで
返済方法	一括返済		
貸付金利	金融機関所定利率 (注:地方公共団体の融資制度による取扱の場合は、各制度要綱等の定めるところによる。)		

- 本リーフレットは制度の概要をお知らせするものであり、全ての手続きを示すものではありません。
- いわゆる金融斡旋屋等の第三者が介入・介在する保証申込は取扱いたしませんので、ご注意ください。
- 反社会的勢力は信用保証の対象となりません。